

令和 6 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 20 |

令和 6 年 1 0 月 7 日（月曜日）

総務委員会会議録

(危険木の有無に関する調査等について)

令和6年10月7日 月曜日

午前10時00分開議

午後 0時02分開議（実時間114分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
 1. 議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
 1. 議案第94号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分））
 1. 議案第96号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分））
 1. 議案第95号・専決処分の報告及びその承認について（八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
 1. 議案第98号・訴えの提起について（所有権移転登記手続請求事件）
 1. 議案第105号・公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることにについて
 1. 議案第106号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることにについて
 1. 議案第115号・財産の取得について（追認）（消防用小型動力ポンプ等）
 1. 議案第108号・八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について
 1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
- （台湾新竹市との友好交流協定締結について）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	谷川登君
委員	太田広則君
委員	高山正夫君
委員	野崎伸也君
委員	百田隆君
委員	山本敬晃君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	松川由美君
財務部次長	加来康弘君
財産経営課長	塩塚将朗君
市民環境部	
市民活動政策課長 （消費生活センター所長兼務）	長船征洋君
市民課長	相澤誠君
総務企画部	
デジタル推進課長	上野信君
理事兼危機管理課長	増田智郁君
地域政策課長	松本亨君
経済文化交流部	
経済文化交流部次長 （産業港湾振興担当）	田平秀樹君
港湾・クルーズ振興課 主幹兼港湾振興係長	大江田浩隆君
市長公室	
人事課長	田中博之君
国際課長	秋田大助君

○記録担当書記 小谷匠君

(午前10時00分 開会)

○委員長(中村和美君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきます。

◎議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号(関係分)

○委員長(中村和美君) 最初に予算案の審査に入ります。

まず、議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明願います。

○財務部長(松川由美君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部、松川でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、予算議案の審議をお願いするものでございます。委員長のほうから、最初に御案内ありました議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号中、総務委員会関係分につきまして、財務部、加来次長が説明をいたします。

また、その後御審議いただきます議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号中、総務委員会関係分につきましても、同じく加来次長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○財務部次長(加来康弘君) 皆様、おはよう

ございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の加来でございます。よろしく願いいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号をお願いいたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ5億5250万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ7億227170万円としております。

また、第2条で継続費を、第3条で繰越明許費の補正を、第4条で債務負担行為の補正を、第5条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページをお願いいたします。

第2表、継続費でございます。款9・教育費、項6・学校給食費の(仮称)新南部学校給食センター施設整備事業では、令和9年度の2学期からの供用開始に向け、設計・施工の一括発注方式による施設整備の募集要件が整ったことから、施設整備に要する経費について、継続費を設定するものです。

総額は37億円で、年割額を令和7年度に基本設計、実施設計、建築工事で15億1300万円、令和8年度に建設工事、厨房機器等設置で21億5700万円、令和9年度に開設準備・リハーサルで3000万円と定めております。

なお、令和6年度につきましては、契約締結のみで、支出は予定していないことから、年割額をゼロ円としております。

次に、第3表、繰越明許費補正でございますが、年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定を行っております。

上から、款2・総務費、項1・総務管理費の市庁舎施設整備事業(千丁支所)は、後ほど歳

出で説明いたしますが、空調設備等改修工事の実施設業務委託契約の工期が7か月程度かかることから、繰越明許費850万円を設定するものです。

次のコミュニティセンター施設整備事業も、後ほど歳出で説明いたしますが、今後、コミュニティセンターに係る建物等補償調査業務委託契約の工期が8か月程度かかることから、繰越明許費1263万6000円を設定するものです。

5ページをお願いします。

第4表、債務負担行為補正は、いずれも追加でございます。

初めの2件は、令和7年6月に予定している住基システムの機器の更改に係るもので、1件目の住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料は、令和7年6月からの5年間のリースについて、今年度に業者を決定し、機器の準備等が必要になることから、令和6年度から令和12年度の期間で限度額2207万1000円を設定するものです。

2件目の住民基本台帳ネットワークシステムセットアップ業務は、1件目の住基システム機器の更改に伴う業務で、令和6年度から令和7年度の期間で、限度額671万円を設定するものです。

次の段の訴訟事務委託（市立小学校における児童への対応）は、市内の小学校における児童への対応について、令和6年8月22日に訴状が届いたことから、必要な経費について、訴訟契約終了年度までの債務負担行為を設定するものです。

次に、第5表、地方債補正ですが、いずれも変更による補正で、上から支所庁舎施設整備事業は、補正前の限度額4億1410万円に800万円追加し、補正後の限度額を4億2210万円、次のコミュニティセンター施設整備事業は、補正前の限度額1070万円に830万円

を追加し、補正後の限度額を1900万円、次の土地改良事業は、補正前の限度額9230万円に9840万円を追加し、補正後の限度額を1億9070万円、次の道路整備事業は、補正前の限度額8億5990万円に2040万円を追加し、補正後の限度額を8億8030万円、次の災害復旧事業は、補正前の限度額8億6350万円に3290万円を追加し、補正後の限度額を8億9640万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入の款22・市債で説明いたします。

それでは、まず、歳入を説明いたします。

9ページをお願いいたします。

上段の表、款11・項1・目1・節1・地方交付税は3232万3000円を追加しておりまして、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、中段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で1892万9000円を追加しております。これは、市道南川内線ほか1路線の道路橋梁施設災害復旧事業に係る国の負担金で、負担率は10分の6.67でございます。

次に、下段の表、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で1462万4000円を追加しております。

内訳としまして、説明欄最初の社会保障・税番号制度システム整備費補助金189万2000円は、後ほど歳出で説明いたします戸籍情報システムの改修経費に係る国の補助金で、補助率は10分の10でございます。

説明欄2行目の地域公共交通確保維持改善事業費補助金450万7000円は、後ほど歳出で説明いたします鏡町で運行中のデマンド型乗合タクシーへのAI予約配車システムの導入に必要な経費に係る国の補助金で、補助率は3分の2でございます。

説明欄3行目のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装）822万5000円は、後ほど歳出で説明いたします各種行政サービス情報へワンストップでアクセスできるポータルアプリの構築に必要な経費に係る国の交付金で、交付率は2分の1でございます。

10ページをお願いします。

上段の表1段目の目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で36万3000円を追加しております。これは、今年度に改正されます生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律において、給付金の算定方法が一部改正されるに伴うシステム改修に必要な経費に係る国の補助金で、補助率は2分の1でございます。

2段目の目4・土木費国庫補助金、節3・都市計画費補助金で2155万7000円を追加しております。これは、西片西宮線道路整備事業に係る防災・安全交付金の追加内示に伴うもので、交付率は2分の1でございます。

次に、下段の表1段目、款16・県支出金、項2・県補助金、目3・衛生費県補助金、節1・保健衛生費補助金で60万円を追加しております。これは、熊本県がん患者QOL向上事業補助金が創設されたことに伴い、本市において、がん治療に伴う外見の変化を補完する用具の購入費用の一部を助成するために必要な経費に係る県の補助金で、補助率は2分の1でございます。

次に、2段目、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で2億8374万6000円を追加しております。

内訳としまして、説明欄最初の園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金173万円は、国土強靱化の取組のさらなる加速化・深化を図ることを目的に、園芸産地における非常時の対応力向上に向けた非常用電源の導入に要する経費の一部を補助する県の補助金で、補助率

は10分の10でございます。

2行目の持続的畑作生産体系確立事業補助金4595万円は、畑作生産地域において、作業の効率化や基幹作業の外部委託等により労働負担の軽減を図るために必要な機械等の導入経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

3行目の施設園芸産地緊急発展事業補助金176万6000円は、高齢化や離農による遊休化ハウスの増加、ハウス設備に係る費用の高騰による整備の停滞により、施設園芸農産地の維持が懸念されることから、中古ハウスを有効利用するための移設に要する経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

4行目の土地改良施設突発事故復旧事業補助金2億3430万円は、日奈久新開町にある八代南部排水機場の3号ポンプ機が故障により運転不能となったため、その復旧に要する経費に係る県の補助金で、補助率は10分の7.1でございます。

次に、3段目、目8・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金で、林道施設災害復旧事業費補助金325万円を追加しております。これは、6月20日、21日及び7月1日の梅雨前線豪雨で被災した林道久連子椎原線について、測量設計を経て今回補正します災害復旧工事費に係る県の補助金で、補助率は10分の6.5でございます。

次に、4段目、目9・商工費県補助金、節1・商工費補助金で、熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金110万8000円を追加しております。これは、森林公園である樫木吊橋と公園の森の施設の補修に要する経費に係る県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

11ページをお願いします。

上段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入

金、目１・節１・財政調整基金繰入金で８００万円を追加しております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、下段の表、款２２・項１・市債、目１・総務債、節１・総務管理債で１６３０万円を追加しております。

内訳としまして、説明欄最初のコミュニティセンター施設整備事業８３０万円は、先ほど繰越明許費の補正でもありました金剛コミュニティセンターの建て替えに伴う建物等補償調査業務委託料に充てるもので、充当率１００％の緊急防災・減災事業債でございます。

２行目の千丁支所庁舎施設整備事業８００万円は、こちらも先ほどの債務負担行為の補正にありました千丁支所庁舎の空調設備等改修工事に必要な実施設計に要する経費の一部に充てるもので、充当率９５％の合併特例債でございます。

次に、２段目、目４・農林水産業債、節１・農業債で９８４０万円を追加しております。

内訳としまして、説明欄最初の団体営土地改良事業１２３０万円は、八代平野北部土地改良区及び南部土地改良区が実施する団体営事業に対して、農業農村整備事業負担割合基準に基づき、市負担分を補助するための経費の一部に充てるもので、充当率９０％の一般補助施設整備等事業債９７０万円と充当率１００％の過疎債２６０万円の合計でございます。

２行目の土地改良施設突発事故復旧事業８６１０万円は、先ほど県支出金で申しました土地改良施設突発事故復旧事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率９０％の公共事業等債でございます。

次に、３段目の目６・土木債、節４・都市計画債で２０４０万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました西片西宮線道路整備事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率９５％の合併特例債でございます。

次に、４段目、目９・災害復旧債、節１・農林水産業施設災害復旧債で１５０万円を追加しております。これは、先ほど県支出金で申しました林道施設災害復旧事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率９０％の補助災害復旧事業債でございます。

次に、節２・公共土木施設災害復旧債で９４０万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました道路橋梁施設災害復旧事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率１００％の補助災害復旧事業債でございます。

次に、節３・その他公共・公用施設災害復旧債で２２００万円を追加しております。これは、坂本支所周辺の造成工事について、盛土材の置場が、当初の予定しておりました隣接する旧グリーンパークの場所から、少し離れたくま川ワイワイパークへと変更となったことから、不足する積み込み、運搬に係る経費に充てるもので、充当率１００％の単独災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出のうち総務費を説明いたします。

１２ページをお願いします。

上段の表、款２・総務費、項１・総務管理費で、上から、目４・財産管理費は、市庁舎施設整備事業（千丁支所）として８５０万円を追加しております。これは、千丁支所庁舎の空調設備の老朽化により、天井裏などの配管からの水漏れや地下の水槽と外気温の差に起因して、１階東側の執務室の床と廊下に結露などが発生しており、改修が必要となったため改修工事に必要な実施設計の経費を補正するものです。

なお、空調の改修工事と合わせて照明のＬＥＤ化工事の実施設計も予定しております。

また、先ほど第３表の繰越明許費補正でも申しましたように、本委託の契約工期が７か月程度かかることから、繰越明許費を補正額と同額

で設定することとしております。

次の目5・企画費の復興推進事業につきましては、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の付託事項となりますので、説明は省略いたします。

次の目6・情報推進費は、デジタル化推進事業として委託料1645万円を追加しております。これは、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、各種行政サービス情報にワンストップでアクセスできるほか、マイナンバーカードを活用した個人通知を受け取れる機能などを持つポータルアプリの構築に必要な経費を補正するものです。

本件は、国庫支出金の内示が、令和6年8月2日にあったことから、今回、補正するものでございます。

次の目7・交通防犯対策費は、生活交通確保維持事業として、委託料899万2000円を追加しております。これは、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、鏡町で運行中のデマンド型乗合タクシーについて、予約方法や便数、乗降場所の適正化、運行事業者の従業員不足などの課題解決に向け、AI技術による予約配車システムを導入することにより、運行の効率化と利便性の向上を図るとともに、地域内の店舗や病院などの目的地の拡充による地域経済の活性化など、まちづくりと関連した持続可能な交通サービスの構築を目的とした実証実験に必要な経費を補正するものでございます。

なお、本件は国庫支出金の内示が、令和6年7月3日にあったことから、今回、補正するものでございます。

次の目9・コミュニティセンター費は、コミュニティセンター施設整備事業として、委託料836万5000円を追加しております。これは、金剛コミュニティセンターの建て替えに伴い、地権者と用地選定の交渉を行う中で、建設

費について合意した結果、建物調査棟数が当初計上していた棟数より増加したため、不足する額を補正するものです。

また、先ほど、第3表の繰越明許費補正でも申しましたように、委託契約の工期が8か月程度かかることから、繰越明許費を補正後の委託料全額の1263万6000円で設定しております。

次に、中段の表、款2・総務費、項3・目1・戸籍住民基本台帳費は、戸籍住民基本台帳事務事業として委託料189万2000円を追加しております。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、令和7年5月以降に予定している戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を、筆頭者や本人に通知するために必要な機能を戸籍情報システムに追加するために必要な経費を補正するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 金剛コミュニティセンターの今後のやつですけども、当初予定していた棟数より増加したという話なんですけど、この増加した理由というのは何なんですか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） おはようございます。市民活動政策課、長船でございます。

今、委員お尋ねの件でございますが、当初市としまして、建設候補地と考えていたところはですね、東西に市道が走っておりまして、それを挟む南北に位置する形になっております。

最初に考えましたところ、棟、倉庫数が少ないところの北側のほうを予定しておりまして、協議を行っていたところですが、その後、協議する中で、その倉庫が実際、毎日利用されて

いるということで、既存施設を新たに建て替えて、そして同様の機能を確保した上で、滞りなくその業務が移行するようという話がありましたものですから、ちょっとそうなりますと、建物調査を行って、そして補償費用を相手方に払った後、相手方がそういう土地を探されて、そして造成等され、建設もされてと、それが完了してからの移設となりますので、こうなりますと、コミュニティセンターの建設、全体の事業のスケジュールに、かなり長期間かかるということになりまして、その点、南側のほうを考えますと、倉庫はあるのはあるんですけども、相手方のほうで、どうにか敷地で移転が可能ということで、それで時間等も要しない、そしてスムーズに移行できるということで、市としてメリットが認められたということで、今回の合意に至った次第であります。

そういうことで総合的に判断しまして、南側を建設地として、ただ棟数が増えましたことに関しましては、当初の調査費用では不足するというので、今回の補正を要求いたしております。

以上お答えといたします。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について、財務部から説明願います。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部、加来でございます。引き続きよろしく願いいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算・第8号は、8月29日から30日の台風10号で被災した施設の災害復旧費を補正するものでございます。

第1条の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ5460万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ713億2630万円としております。

また、第2条で地方債の補正をお願いしております。

内容につきましては、3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。表中、災害復旧事業は、補正前の限度額8億9640万円に5160万円を追加し、補正後の限度額を9億4800万円としております。

それでは、総務委員会付託分について、歳入のみの説明となりますが、7ページをお願いいたします。

上段の表、款11・項1・目1・節1・地方交付税は300万円を追加しておりまして、今

回の補正予算の一般財源でございます。

次に、下段の表、款 22・項 1・市債、目 9・災害復旧債、節 1・農林水産業施設災害復旧債は 520 万円を追加しております。これは、林道坂本山江線など 7 路線において発生した落石、倒木の復旧に要する経費の一部に充てるもので、充当率 65% の単独災害復旧事業債でございます。

次の節 2・公共土木施設災害復旧債は 4110 万円を追加しております。

内訳としまして、説明欄最初の道路橋梁施設災害復旧事業 3410 万円は、市道深見走水線など 19 路線において発生した落石、倒木の復旧に要する経費に充てるもので、充当率 100% の単独災害復旧事業債 1370 万円と、充当率 100% の補助災害復旧事業債 2040 万円の合計でございます。

2 行目の河川施設災害復旧事業 210 万円は、坂本の板持川など 3 河川において発生した護岸崩壊などの復旧に要する経費に充てるもので、充当率 100% の単独災害復旧事業債でございます。

3 行目の都市下水路施設災害復旧事業 330 万円は、宮地の都市下水路の一部区間において発生した倒木による防護柵の破損などの復旧に要する経費に充てるもので、充当率 100% の単独災害復旧事業債でございます。

4 行目の公園施設災害復旧事業 160 万円は、水島児童公園など 9 公園において発生した倒木の除去などの復旧に要する経費に充てるもので、充当率 100% の単独災害復旧事業債でございます。

次の節 3・その他公共・公用施設災害復旧事業債は、商工施設災害復旧事業に係るもので、250 万円を追加しています。これは、五家荘の観光施設のうち、左座家のかやぶき屋根の棟の一部が破損したため、復旧に要する経費に充てるもので、充当率 100% の単独災害復旧事

業債でございます。

次の節 4・文教施設災害復旧債は 250 万円を追加しております。

内訳としまして、説明欄最初の公立学校施設災害復旧事業 230 万円は、八代支援学校の敷地北側斜面が崩落したため、崩落対策工事に向けた測量実施設計や危険箇所の土砂の撤去などに要する経費に充てるもので、充当率 100% の単独災害復旧事業債でございます。

2 行目の社会教育施設災害復旧事業 20 万円は、泉町の仁田尾社会教育センターのグラウンドの倒木及び傾いた電灯の撤去に要する費用に充てるもので、充当率 100% の単独災害復旧事業債でございます。

次の節 5・厚生施設災害復旧債は、保健衛生施設災害復旧事業に係るもので、30 万円を追加しております。これは、八代市保健センターの自転車置場の破損した屋根の復旧に要する経費に充てるもので、充当率 100% の単独災害復旧事業債でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第 114 号・令和 6 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。

○議案第94号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分））

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第94号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について、財務部から説明願います。

○財務部長（松川由美君） それでは、引き続きまして、事件議案でございます。

ただいま委員長のほうから御案内がありました議案第94号・専決処分の報告及びその承認について、令和6年度八代市一般会計補正予算・第5号中、総務委員会関係分につきまして、財務部、加来次長が説明をいたします。

その後、引き続き御審議いただきます議案第96号・専決処分の報告及びその承認について、令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号中、総務委員会関係分につきましても、同じく加来次長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。引き続きよろしくお願いいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第94号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

2ページをお願いいたします。

専決第11号として、令和6年度八代市一般会計補正予算・第5号を専決処分したものでございます。

5ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ8020万円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ706億1920万円としております。

また、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、7ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。表中の災害復旧事業は、補正前の限度額8億1090万円に5260万円を追加し、補正後の限度額を8億6350万円としております。

それでは、総務委員会付託分について、歳入のみの説明となりますが、11ページをお願いいたします。

上段の表、款11・項1・目1・節1・地方交付税では648万円を追加しておりまして、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、中段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で、新規就農者育成総合対策事業補助金2112万円を追加しております。これは、就農後の経営発展に必要な施設、機械等の導入費用の一部を補助する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

次に、下段の表、款22・項1・市債、目9・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債は1960万円を追加しております。

説明欄1つ目の林道施設災害復旧事業990万円は、令和6年6月20日から21日及び7月1日の梅雨前線豪雨により、林道久連子椎原線など2路線で発生したのり面崩壊の復旧に係る測量設計に要する経費の一部に充てるもので、充当率90%の補助災害復旧事業債でございます。

説明欄2つ目の農業施設災害復旧事業970万円は、令和6年6月20日から21日の梅雨前線豪雨により、排水機能が低下した麓川排水路の堆積土砂の撤去や隣接する不知火幹線水路

の下側への排水流入防止措置に係る経費の一部に充てるもので、充当率65%の単独災害復旧事業債でございます。

次に、節2・公共土木施設災害復旧債は3300万円を追加しております。

説明欄1つ目の道路橋梁施設災害復旧事業2180万円は、令和6年6月20日から21日及び7月1日の梅雨前線豪雨により、市内の市道南川内線など26路線において発生した倒木やのり面、路肩崩壊などの復旧経費に充てるもので、充当率100%の補助災害復旧事業債で430万円、同じく充当率100%の単独災害復旧事業債1750万円でございます。

説明欄2つ目の河川施設災害復旧事業1120万円も、令和6年6月20日から21日及び7月1日の梅雨前線豪雨により、市内の黒岩川など10河川において発生した護岸崩壊などの復旧経費に充てるもので、充当率100%の単独災害復旧事業債でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようですので、なければ、これより採決いたします。

議案第94号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分に係る専決処分^{（一）}の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本

案は承認されました。

◎議案第96号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分））

○委員長（中村和美君） 次に、議案第96号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認^{（二）}についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について、財務部から説明願います。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第96号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

20ページをお願いいたします。

専決第13号として、令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号を専決処分したものでございます。

23ページをお願いします。

第1条の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ1億円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ707億1920万円としております。

それでは、総務委員会付託分について、歳入のみの説明となりますが、28ページをお願いします。

2、歳入、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億円を追加しております。これは、令和6年度において、新たに個人住民税が非課税になるなど、低所得となった世帯に対して1世帯当たり10万円を給付する物価高騰重

点支援給付金について、対象世帯の増加や給付要件の緩和等により、対象世帯が2400世帯から3400世帯に増加したことから、不足する1000世帯分の給付額1億円の財源に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第96号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前10時47分 小会）

（午前10時48分 本会）

◎議案第95号・専決処分の報告及びその承認について（八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第95号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（相澤 誠君） おはようございま

す。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民課の相澤でございます。よろしくお願いいたします。失礼しまして、着座にて御説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○市民課長（相澤 誠君） それでは、お手元のタブレットにて、議案書の15ページをお願いします。

議案第95号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

説明は、さきに配付させていただきました資料に基づき説明させていただきます。

資料は、右肩に、令和6年10月7日、総務委員会、議案第95号関係資料、市民課と記載してあるものとなります。

初めに、1、専決処分した案件ですが、令和6年6月定例会において議決を経ております八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。

次に、2、専決処分した理由ですが、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民基本台帳システムの標準仕様システムへの移行日、令和6年10月28日から自動交付機が利用できなくなるため、令和6年6月定例会において条例の一部改正を行い、広報やつしろ7月号で、自動交付機廃止の周知を行ったところでございます。

しかし、その後、システム業者から当初予定していた令和6年10月28日に、安定的な標準仕様システムへの移行が困難との申出がなされ、市民への影響を最小限に抑えるため、標準仕様システムへの移行日を、来年の令和7年9月29日に変更することとしました。

今回この変更に伴い、自動交付機をシステム移行日の前日、令和7年9月28日まで利用できることとなったため、市民への周知を速やかに行うとともに、十分な周知期間を設ける必要があり、令和6年7月9日の専決処分により対

応させていただいたところでございます。

3、改正の内容ですが、下の新旧対照表にもありますとおり、右側の現行になります。令和6年6月定例会において議決を経た条例の施行日、令和6年10月28日を、今回左側の改正ですが、令和7年9月29日から施行するに改正したものです。

以上で、市民課からの説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） すみません、前回もお話しいただいたかもしれませんが、確認なんです。使えなくなるんで周知しました。でも、業者さんができなくなるんで、移行日をまた変更します。そしたら、使えるようになりますというのは、何で使えるようになったんですか。

○市民課長（相澤 誠君） 標準化に移行しますと、国の標準仕様に基づいてシステムが移行されるものですから、今現在、自動交付機は市単独のシステムを利用しております。それがつなぐことができなくなるという状況になります。ですから、標準化移行以降は自動交付機が使えなくなるというような状況になっております。

○委員（野崎伸也君） すみません、それは使えなくなるんで、市民に周知したという話だったんですけど、今回また使えるようになったというふうに言われたんで、何で使えるようになったんですかという話。

○市民課長（相澤 誠君） 標準化自体が、ちょっと御説明したんですけど、住基システム、ほかのシステムもそうなんですけれども、今年度の標準仕様システムへのシステム移行ができないということから、1年先送りになりましたということで、来年の1年後に標準仕様になる

ものですから、それまでは標準化しないものですから、今単独で使っている自動交付機は、そのまま標準化するまでは使えるという仕組みになっています。

○委員（野崎伸也君） 全国的に標準化にしていくという流れだったんですよね。その期限というのが来年の、今言われた9月28日だったんですかね。いや、違う、その次の日か、という話だろうと思うんですけども、そこまでに変えなきゃいけないという話だったんですかね。

移行は結果的に1年余裕持ってからやりましょうという話だったんですかね。

○デジタル推進課長（上野 信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）デジタル推進課の上野でございます。

今御質問いただきました地方公共団体情報システムの標準化でございますが、これが令和7年度末までにするというふうに決められておりますので、令和8年3月31日までに実施すればよいということになっております。

八代市の場合は、先行自治体といたしまして、早く着手してやっております。様々なメリットがございましたので、早めに着手していたという次第でございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 周知を、もうされたんですよね、専決処分です。

どうですか、周知の方法とか、また再度教えていただければ。

それと、あと市民からの苦情とかなかったかですね。

○市民課長（相澤 誠君） 専決処分しまして、すぐにですね、広報やつしろ8月号とホームページのほうで周知をさせていただきました。

その後、特に、市民課のほうに問合せ、苦情

等は1件も、今のところあっておりません。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第95号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前10時56分 小会）

（午前10時57分 本会）

◎議案第98号・訴えの提起について（所有権移転登記手続請求事件）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第98号・所有権移転登記手続請求事件に係る訴えの提起についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財産経営課の塩塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して、着座にて御説明申し上げます。

それでは、タブレット端末の議案書31ページをお願いいたします。

議案第98号・訴えの提起について御説明申し上げます。

本件は、八代市立病院跡地の一部にある個人所有地について、時効取得を原因とする所有権

移転登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

訴えの提起を行う理由といたしましては、平成31年3月に八代市立病院が閉院となった後、建物の解体を行っているところでございますが、個人所有となっている八代市立病院跡地の一部については、所有者死亡で、その相続人も所在不明のため、登記ができない状況となっております。

昨年度、当該土地の相続人4人を被告として、本市が提起いたしました所有権移転登記手続請求事件での勝訴判決が確定しておりますが、その後、相続人になり得る別の個人の存在が判明したため、住居所不明の当該相続人1人を被告人として、同様の訴えを提起するものでございます。

議案書32ページ、物件目録をお願いいたします。

所在及び地番は、妙見町字観行寺149番で、地目は田、面積は535平方メートルでございます。

議案書の33ページ、位置図をお願いいたします。

図面中央の赤枠部分が、訴えの提起に係る土地でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより

採決いたします。

議案第98号・所有権移転登記手続請求事件に係る訴えの提起については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため小会します。

(午前11時00分 小会)

(午前11時01分 本会)

◎議案第105号・公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることについて

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第105号・公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることについてを議題とし、説明を求めます。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長(大江田浩隆君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 港湾・クルーズ振興課港湾振興係長の大江田でございます。

今回、総務委員会のほうに付託しております議案第105号について御説明させていただきます。説明のほうは、着座にて説明させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長(大江田浩隆君) それでは、今回付託されております議案105号・公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることについて、議案書の47ページをお開きください。

今回、意見聴取を求められておりますのは、八代市港町273番地、274番地、275番地及び276番地の地先の公有水面でございまして、位置としては、加賀島地区のエコエイトやつしろに隣接した埋立地部分となります。

位置につきましては、議案書の48ページに位置図のほうをつけておりますので、こちらのほうも並行して御覧いただければと思います。

議案書47ページの御説明のほうに戻させていただきます。

議案書の下部にございますとおり、熊本県知事より意見を求められており、公有水面埋立地の用途変更について、市長が意見を述べるには、公有水面埋立法の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案を行わせていただく次第です。

具体的な内容についてですが、当該用地約43.8ヘクタールについては、国が施工しており、従前は平成17年度策定の八代港港湾計画に基づき、公園緑地用地、都市機能用地、道路用地となっております。

こちらの用途について、令和3年に港湾計画が改定され、企業誘致のための製造業用地が位置づけられたことから、今回、用途変更を行うものです。

以上について、議案書の2に記載のとおり、公有水面埋立地における用途変更については、異議がない旨を述べさせていただくものです。

何とぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(高山正夫君) 埋立て当初から、もともとから、県としては企業誘致というのは念頭にあったという話でしょう。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長(大江田浩隆君) 今回のですね、公有水面埋立地の用途変更につきましては、埋立ての当初の計画としては、冒頭述べましたとおり、公園緑地用地であったり、都市機能用地という、仮の位置づけをしていたところなんですけれども、今回は県のほうで改定しました港湾計画の

流れに沿って、埋立地の用途変更のほうもきちっと位置づけるというような流れとなっております。

以上でございます。

○委員（高山正夫君） もともとは県としては、そういったもくろみはあったという話でしょう。

○経済文化交流部次長（産業港湾振興担当）

（田平秀樹君） 当初の計画の段階では、加賀島地区の先端側を予定してございまして、その後、社会情勢の変化の中で、需要が拡大してございましたので、県のほうで、製造業用地を拡大して設定し直したということで伺ってございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 今回の位置図に、ちょっと関係ないんですが、加賀島地区全体で見たときに、今、空白部ありますね。こっちでいうと西側になるのかな。この部分は将来的に、今も道路用地、公園緑地用地、都市機能用地という形で選定されてて、将来にわたって、また今回みたいな製造業用地になっていくというふうに、例えば企業が進出してきたとしたときに、今の、この空いている部分、最後のも同じようなあれになっていくんでしょうか。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長

（大江田浩隆君） 位置図の変更後、下の図になりますが、先端部分につきましては、県の用地となっております。こちらは既に竣工済みでございます。

先端部分には、国の計画としては、新たな水深12メートルの岸壁というのが、計画上位置づけられてございまして、プラスですね、背後地のほうには製造用地も、既に位置づけられております。合わせて約40ヘクタールの製造業用地が、今回の予定変更によりできるというようなイメージで思っていたければ結構かと思います。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 令和3年のほうに港湾計画変更があったということで、今回このように用途の変更ということで出されたんですけども、令和3年から現在まで、結構年月がたっているんですけども、すぐすぐできないという理由は何かあるんですか。ここまで時間が必要だったというのは。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長

（大江田浩隆君） ちょっとですね、内容は複雑なんですけども、令和3年度に変更されたのは、熊本県のほうが策定する港湾計画上の位置づけでございまして、今回、用途変更の意見聴取がっておりますのは、公有水面埋立法に基づいた用地の用途変更ということでございまして、ちょっと位置づけが別になっております。なので、令和3年に、まず県のほうが、大本の計画である港湾計画を変更し、それに合わせて、国の用地の埋立地上の用途のほうも、今回、併せて変更したというような流れとなっております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第105号・公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

◎議案第106号・公有水面埋立免許に対する

意見を述べることについて

○委員長（中村和美君） 次に、議案第106号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについてを議題とし、説明を求めます。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長（大江田浩隆君） それでは、引き続きまして、議案第106号の公用水面埋立免許に対する意見を述べることについて御説明させていただきます。説明のほうは、座って行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第106号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについて、議案書の49ページをお開きください。

今回、意見聴取を求められておりますのは、八代市港町262番地42及び同新港町1丁目6番3並びに同新港町1丁目2番、4番1、4番2、4番3、4番5、17番及び19番に接する無番地の地先の公用水面でございまして、位置としては、議案書50ページの箇所、八代外港エリアの横場工業付近となります。

こちらのほうも、議案書の50ページ、49ページを並べて御覧いただければと思います。

議案書49ページに戻らせていただきます。

議案書の下部にございますとおり、公有水面埋立の免許出願について、熊本県知事より意見照会があり、市長が意見を述べるには、公有水面埋立法の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案を行わせていただく次第です。

具体的な内容についてですが、別添にお示しております護岸の老朽化による陥没等への対策として、熊本県が補修工事を実施するに当たり、背後地に企業が近接しているため、必要な用地を確保することが困難なことから、前面海岸部分の公有水面埋立てによる補修工事を行うものとなっております。

以上について、議案書49ページの3に記載のとおり、公有水面埋立免許の出願について異

議がない旨を述べさせていただくものです。

何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） すみません、この工事をやられるという前に、これを、議決を経なきゃならないという話だろうと思うんですけども、工事というのは、もう期間が決まっているんですか。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長（大江田浩隆君） まずは、市町村の意見聴取後、問題なければ、それから進められるという予定と聞いております。

ちなみに、大まかな期間としては、大体10年ほどかけて護岸の整備をやっていかれるというふうに向っております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） すみません、地図だけでは、ちょっとその広さというのがあまり、ちょっと想像できないんですけど、10年ってかなりの期間なんですけれども、大幅に何か変わるんですか。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長（大江田浩隆君） ここの護岸がですね、通られた方は御存じかもしれませんが、歩道敷があって、結構、陥没が進んでいる状況なんです。

要は下から、何でしょう——吸い出しの状況で、中が空洞化しているような状況で、非常に危ないので、ただ、道路面ではもう工事の場所が取れないということで、外側を徐々に埋め立てて工事をしていくというような形となっているので、ある程度の長期間を見込まれているというような状況でございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 関連して、結構ここ、車通るところなんで、海側のほうから埋め立て

ていくというような感覚でいいんですか。通行止めがないというふうな捉え方でいいでしょうか。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長（大江田浩隆君） おっしゃるとおり、道路側への影響は今のところないものと、県のほうからも伺っております。（委員太田広則君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第106号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることにについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前11時13分 小会）

（午前11時14分 本会）

◎議案第115号・財産の取得について（追認）（消防用小型動力ポンプ等）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第115号・消防用小型動力ポンプ等に係る財産の取得について（追認）を議題とし、説明を求めます。

○理事兼危機管理課長（増田智郁君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）危機管理課、増田でございます。

それでは、議案第115号・財産の取得につきまして、説明のほうをさせていただきます。

説明につきましては、着座にてさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○理事兼危機管理課長（増田智郁君） それでは、八代市議会9月定例会議案その2の1ページを御覧いただきたいと思います。

議案第115号・財産の取得について（追認）でございますが、まずもって、提案理由にも記載させていただいておりますが、財産の取得について、本市におきましては、地方自治法及び市の条例において、2000万円を上回る動産を取得する場合、議会の議決に付すこととなっております。

しかし、複数の自治体において、議会の議決を経ずして契約締結を行った事例が報道されたことを受けまして、本市におきまして、同様の事例がないか、予算執行に関する文書の保存年限であります5年間遡り、確認いたしました結果、本議案の内容について、議会の議決を経ずして契約締結を行っていたことが判明いたしましたことから、今回改めて承認をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、1、取得した財産でございますが、消防用小型動力ポンプ等の購入でございます。

次に、2、取得金額2613万6000円。

3、契約の相手方、野々村ポンプ株式会社。

4、契約日、令和元年8月9日でございます。

続きまして、配付しております総務委員会、議案第115号関係資料にて、取得いたしました財産の概要を説明させていただきます。資料を御覧いただきたいと思います。

まず、消防用小型動力ポンプ等を購入した理由でございますが、老朽化した消防団の消火活動に必要な小型動力ポンプ等を更新したものでございます。

次に、購入いたしました小型動力ポンプの主な仕様、製造メーカー、数量、配備先等について御説明申し上げます。

当時、更新いたしました小型動力ポンプは、配備からおおむね20年を超えるもの、または故障等により更新を行うもので、令和元年度は11台の小型動力ポンプ等を更新いたしております。

内訳は、全国の消防団で多数採用されております可搬消防ポンプで、中型のB-3級でございます。

メーカーはシバウラでございます。

配備先は記載させていただいております八代、千丁、東陽、泉方面隊の各分団でございます。

また、小型動力ポンプほか一式の内訳としましては、各ポンプに必要な吸水管やホースブリッジなどがございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 端的に、何で議決しなかったのか、議会に出さなかったということなんでしょうか。そこを教えてください。

○理事兼危機管理課長（増田智郁君） 本来であれば、御指摘どおり議決に付すべきというところでございますが、担当課といたしまして、その、まとめて購入した部分について、議決、金額が2000万超えてたということでの認識を誤ったと、判断を間違ったということでの理由で、今回の部分につながったところでございます。

○委員（野崎伸也君） 11のところに一括で購入したということですか。それで2000万超えたちゅうことですか。ばらばらで購入して、最終的に足していったら2000万超えと

ったって、気づかんだったっていう話なんですか。

○理事兼危機管理課長（増田智郁君） 契約行為としましては、委員おっしゃいましたとおり、まず11台まとめて購入いたしております。それに、先ほども御説明申し上げましたとおり、ホースブリッジですとか、吸水管ですとか、そういったのを含めまして、11台購入して、こちらの金額ということでございますので、ばらばらの購入ではなかったということでございます。

○委員（野崎伸也君） こういうこともあるんですね。分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第115号・消防用小型動力ポンプ等に係る財産の取得について（追認）は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前11時20分 小会）

（午前11時21分 本会）

◎議案第108号・八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第108号・八代市職員退職年金等支給

条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博之君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人事課の田中でございます。

議案第108号・八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明いたします。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○人事課長（田中博之君） それでは、議案書は53ページから、説明は、右肩に、議案第108号関係資料と記載しております資料を用いて説明いたします。

それでは、1、改正の趣旨を御覧ください。今回、改正を行う八代市職員退職年金等支給条例は、昭和30年3月に施行され、退職した職員またはその遺族に支給する年金等について定めております。

その後、昭和37年12月1日に、地方公務員等共済組合法が施行されたため、同日以降の退職者等については、同法に基づく制度に移行しましたが、同年11月30日以前の退職者等には、本条例により退職年金等を支給しているところでございます。

今回、本条例の規定の基準となる恩給法等の関係政令が改正され、支給率等が改められたことから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、2、主な改正内容を御覧ください。主な改正点は、新旧対照表にありますように、令和6年4月分以降における退職年金及び遺族年金の基礎在職年に算入されております実在職年の年数の区分ごとに規定しております最低保障額を2.7%引き上げるものでございます。

なお、本条例の施行日は公布の日としており、令和6年4月1日から適用することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） すみません、引上げの理由とは何なんですか。

○人事課長（田中博之君） 基準となっております恩給法ですね、関係政令のほうの金額の改定がございますことから引き上げるものでございます。

○委員（野崎伸也君） 改定されたからというのは分かるんですけども、その改定された理由というのは分かりますか。

○人事課長（田中博之君） この恩給年額なんですけども、国民年金のですね、改定率を基に改定されることになっておりまして、今回のですね、令和6年の国民年金の改定率の引上げですね、こちらに伴って恩給法のほうのですね、金額のほうも改定されたものでございます。

（委員野崎伸也君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第108号・八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室ください。

(執行部 退室)

○委員長(中村和美君) それでは、執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○財務部次長(加来康弘君) 財務部、加来でございます。

先ほど、議案第93号の説明の中で、一般会計補正予算・第7号の分でございますけれども、繰越明許費で説明をしましたコミュニティセンター施設整備事業と市庁舎施設整備事業(千丁支所)を説明したところですが、その件について、再度市債のところで説明をする際に、先ほど繰越明許費で説明しましたというふうに案内するべきところを、債務負担行為で説明しましたというふうな間違った案内をしましたので、そこのところは訂正で、先ほど説明したのは、繰越明許費で説明しましたというふうなことで、発言を訂正させていただきたいと思っておりますので、間違っておりましたので、修正をお願いしたいと思います。

○委員長(中村和美君) よろしいでしょうか。(財務部次長加来康弘君「はい。失礼しました」と呼ぶ)

次に、本委員会に付託となっている請願、陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書等につきまして、タブレット端末にて御確認をお願いします。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午前11時27分 小会)

(午前11時28分 本会)

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査(台湾新竹市との友好交流協定締結について)(危険木の有無に関する調査等について)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して2件、発言の申出がっておりますので、これを許可します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査(台湾新竹市との友好交流協定締結について)

○委員長(中村和美君) それでは、まず、台湾新竹市との友好交流協定締結について、説明願います。

○国際課長(秋田大助君) 皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 国際課の秋田でございます。

本日は、台湾にある新竹市との友好交流協定締結について報告をいたします。失礼して、座って説明をさせていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○国際課長(秋田大助君) 失礼します。

資料は、右上に、令和6年10月7日、総務委員会、所管事務調査、国際課と書いてある、表題が台湾新竹市との友好交流協定締結についてでございます。資料に沿って説明をさせていただきます。

それでは、1つ目の趣旨でございますが、本市では2018年、平成30年4月に台湾の基隆市と友好交流締結をしておりますが、このたび、台湾では2都市目となる新竹市と、9月29日日曜日に友好交流協定を締結いたしました。

これは、今年1月に、中村市長が新竹市の高虹安市長を表敬訪問いたしまして、今後も交流をしていきたいという両市の意向が合致しましたことから、今回締結をしたものでございます。

今回の締結によりまして、今後、様々な分野での交流を図り、両市の市民の絆を深めてまいりたいと考えております。

また、海外の都市との交流活動を行うことで、本市の市民の国際理解や多文化共生意識の醸成につなげてまいりたいと考えております。

次に、新竹市の概要について御説明申し上げます。

御承知のとおり、新竹市はTSMCの本社がある都市でございまして、台湾の北側にある台北市から南西約60キロの場所にあります。

人口は約45万7000人で、市内にサイエンスパークがありますように、半導体産業が主な産業となっており、台湾のシリコンバレーというふうと呼ばれております。特に新竹市は、台湾で3高1低という、教育水準、収入、出生率の3つが高く、平均年齢が低い都市であると言われております。

現在、高虹安市長が職務停止となっておりますので、市長の職務は市長代理として邱臣遠副市長が務められておられます。

日本では岡山市が2003年に新竹市と友好交流協定を締結されておまして、本市が2か所目の都市となります。

次に、今回の締結に至りました経緯について御説明いたします。

TSMCの熊本県進出に伴いまして、その関連企業の社員の子供たちに、本市の小学校の先生がバドミントンを教えておられ、その中に新竹市の子供がいたということで、このことを昨年9月に中村市長が、福岡市にあります台北駐福岡経済文化弁事処の処長を表敬訪問した際にお話しされ、また、あわせて本市といたしまし

ても新竹市との交流を行いたい意向をお伝えしたところ、新竹市政府に取り次いでいただきました。

その後、今年1月に新竹市の小中学生と熊本県、本市の小中学生がバドミントン交流を行い、中村市長が新竹市長を表敬訪問いたしました。

また、今年の3月には、新竹市のサイエンスパークにございます新竹科学園區実験高級中学校の生徒とその保護者の方約30名が本市にお越しになり、バドミントン交流を行ったところでございます。

このような交流と並行して、新竹市政府と協定締結に向けた協議を進め、今回の締結に至ったものでございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。

協定の内容について御説明いたします。今回の協定締結に当たりましては、総則としての協定書と、現時点での具体的な取組について定めました覚書の2段階で締結することとしております。

既に協定を締結しております基隆市とは、協定書だけを取り交わしておりますが、なぜ今回新竹市とは覚書まで締結するのか、その理由を御説明します。

新竹市との協定締結に向けた協議を進める中で、新竹市から、観光分野における具体的な取組の提案を受け、その具体的な内容を大きな枠組みの内容を記載します協定書に書くことはあまり適当ではないと判断し、今回覚書を別に締結することとしたものでございます。

協定書は、中村市長と新竹市の市長代理である邱臣遠副市長が、9月29日に署名しておりますが、この覚書につきましては、市長公室長と新竹市の担当部長が、後日改めて署名することとしております。

では、協定書の主な内容でございますが、4項目にわたって取り交わしております。

まず1つ目が、両市の友好交流を促進し、親善の絆を深め、お互いのさらなる繁栄と活性化を図ること。

2つ目が、お互いに観光、産業、文化、スポーツ、教育、科学技術などの分野での交流において協力すること。

3つ目が、お互いの文化を理解し、国際的な人材育成を図るため、若者や子供たちの交流を促進すること。

最後に、市民や民間団体などにおける交流において協力し、促進することでございます。

次に、後日締結する予定の覚書でございますが、大きく3つの項目を予定しております。

まず1つ目が、観光分野での協力を通じた共同発展のため、観光交流事業やシティープロモーションにおける協力を積極的に行うというものでございます。

ここでいう観光交流事業といいますのは、新竹市と八代市の認知度をお互いの都市で高めていこうという都市ブランドの発信や、市民使節団の派遣などのツアーの計画、PRの情報共有を行い、支援制度を設けるなど、市民の往来を促進しようというものでございます。

この支援制度は、新竹市が現在検討しているもので、新竹市の市民の方が、八代市に旅行した際に補助金を交付する制度であると伺っております。

次に、シティープロモーションでございますが、このシティープロモーションとは、お互いの市のホームページなどの観光情報サイトやSNSなどの情報発信ツールを活用して、両市民にイベントやお祭り、観光施設などの観光情報を発信しようというものでございます。

次に、2つ目の項目が、TSMCの本社があるということで盛り込んだ項目でございます。両市の経済発展と貿易振興、投資促進に寄与するため、経済団体や企業などにおける情報をお互いに共有するとともに、経済団体や企業

の交流などに協力するというものでございます。

最後に、3つ目が、両市の若い世代の国際感覚の醸成を図り、国際理解の促進を図るため、教育旅行やホームステイ、留学支援、スポーツ交流、学校同士の交流などを推進するというものでございます。

以上が協定書と覚書の内容でございますが、現在のところ、新竹市から提案がなされております観光分野の取組を中心に、具体的な取組を検討しているところでございます。

今後の交流活動につきましては、本市の関係する課とも情報の共有を図っておりますので、現在行っているバドミントン交流以外にも、こういう取組がしてみたいなどの提案を受けながら、新竹市と協議して進めてまいりたいと考えております。

次に、協定締結式でございますが、先ほど少し御説明申し上げましたが、9月29日曜日に東京ビッグサイトで開催されましたツーリズムEXPOジャパン2024の台湾ブースで実施しております。

これは、台湾政府がツーリズムEXPOジャパン2024にブースを出展されまして、その中に新竹市も参加されたことから、今回その場で締結式を実施し、当日は中村市長、新竹市の邱臣遠副市長が出席され、協定書に署名を行ったところでございます。

資料の3ページには、参考資料といたしまして、熊本県内の自治体と台湾との交流状況について記載しております。こちらについては、参考までに御覧をいただければと思います。

最後に、資料には記載しておりませんが、今後の展望について御説明いたします。

本市では、民間団体の交流をきっかけに、八代港と基隆港とのつながりを経て、平成30年4月に基隆市と友好交流を締結しました。

この締結を受けまして、友好を深める取組を

進め、これまでバドミントン交流や、くまもと県南フードバレーフェア in 台湾基隆市の開催、国際コンテナ航路の開設など、スポーツ、経済分野などの面で一定の成果が生まれていると認識しているところでございます。

本市といたしましては、今回の新竹市との友好交流協定締結によりまして、基隆市のケースと同様、もしくはそれ以上の成果を上げることができるよう、若い世代をはじめとする市民同士が触れ合う交流や、民間団体・企業などと密に連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

特に、新竹市にはTSMCの本社がありますことから、今回の協定締結を契機に、TSMCの工場や関連企業が本市に進出することになれば理想的な展開であると考えておりますけれども、まずは、両市の魅力をお互いの市民が認識していくよう着実に交流を深めることで、本市の認知度が、新竹市をはじめ、台湾において徐々に向上し、新たな企業進出の機運が高まればと考えております。

以上、台湾新竹市との友好交流協定締結についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、意見等はありませんか。

○委員（山本敬晃君） 最初ですね、何か、市長代理邱臣遠副市長ということで、最初は臣邱遠っておっしゃったので、これは邱臣遠副市長でよろしかったですか。

○国際課長（秋田大助君） 失礼いたしました。邱臣遠副市長でございます。

○委員（山本敬晃君） 市長代理ということで、邱副市長がですね、いらっしゃったということですけども、これ、高市長というのは職務停止というところで、その理由と、また戻ってこられるのか、それともまた選挙とかで、また新たな市長が選ばれるのか、それはどういった

感じになるのか、ちょっとその情報がいただければと思います。

○国際課長（秋田大助君） 高虹安市長でございますが、新竹市の市長になる前は国会議員をされておられました。国会議員のときに、秘書の給料を横領した疑いがかけられていたということで、現在有罪判決を受けられております。

現在、上訴をするということで情報を得ておりまして、その結果次第では、市長職はなくなるということでございます。

以上です。

○委員（山本敬晃君） はい、分かりました。

ちょっと別件なんですけど、御説明にもあったんですが、基隆市とは、今まで交流してきて、新たに新竹市ということで、でも、この新竹市の場合、覚書をあちらから提案があつて、その中で、今まで基隆市との交流と、新竹市の交流との中で、差というのはあるのかということと、あと、今まで基隆市との往来がですね、あった中で、これは今、プラスして新竹市ということになれば、予算はプラスして新竹市の分が確保して、今までとの交流、基隆市とは変わらずに行っていくという理解でよろしいですかね。

○国際課長（秋田大助君） 今回新竹市から観光分野について、具体的な取組について御提案を受けておりますので、その内容を覚書として、別に締結する予定にしております。

基隆市の場合においては、観光分野に特化したとか、ほかの分野につきましても覚書というのは、特に締結はしていないところでございます。

予算につきましては、今後も基隆市とは同様の交流を続けていきますので、それにかかる予算については、同様に要求をしていきたいと思っておりますし、新竹市につきましても、新たな交流をこれから進めていくということで、基隆市と別に、新竹市の交流予算も要求をしてい

きたいなというふうに考えております。

以上です。（委員山本敬晃君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 内容はよく分かったんですけども、御存じのとおり、この総務委員会4人、この間基隆市議会とね、交流してきたばかりでございます。

そうした中で、新たに新竹市ということで、そこは理解するんですが、なかなかね、こういう場合、_____になるんですよ、将来的に。だから、絶対、意見ですけども、_____にならないようにですね、頑張っていたきたいなというふうに意見を申しとおきます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で台湾新竹市との友好交流協定締結についてを終了します。

執行部入れ替わりのため小会します。

（午前11時43分 小会）

（午前11時44分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

○委員（太田広則君） すみません、先ほど私が、基隆市と新竹市との交流のところで、_____という言葉を使いました。不穏当になるかと思ひます。訂正をお願いいたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（危険木の有無に関する調査等について）

○委員長（中村和美君） 次に、危険木の有無に関する調査についてを説明願ひます。

○地域政策課長（松本 亨君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）地域政策課の松本でございます。よろしく願ひいたします。

前回の6月定例会総務委員会におきまして、

資料請求がございました危険木の有無に関する調査等につきまして、御報告をさせていただきます。失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○地域政策課長（松本 亨君） それでは、資料はタブレットでお配りしてございます危険木の有無に関する調査等についての資料をお願いいたします。

表紙の次の2ページ目を御覧ください。

まず、1項目めの市内一円における危険木の有無に関する調査についてでございます。

6月の本委員会におきまして、坂本町で発生いたしました倒木による被害、並びにその対応について、坂本支所のほうから御報告をさせていただいておりますが、そのほかの市有施設等における危険木の状況を把握するということを目的に、7月19日から8月5日までの期間に、全庁的に調査を実施したところでございます。

調査範囲につきましては、（1）の市有地及び市有施設では、本市が保有します234全ての施設に加えまして、本市が管理する道路、河川、水路、上下水道施設及び公園施設等において、高さがおおむね5メートル以上ある樹木を対象としております。

これらの樹木が倒木等により近隣の住宅や道路等に被害を及ぼす危険性の有無について確認を行い、危険度大、それから危険度小に区分を行ったところでございます。

次に、（2）の市有地及び市有施設でもなく、個人、法人の所有でもない、いわゆる地域等で管理する樹木、公民館、それからお堂等にあるものにつきましては、各校区への地域要望の照会時期と重なったことから、新たな調査を行わず、地域要望において、各校区から提出された中から、危険木に該当する可能性のあるものを抽出したところでございます。

なお、（３）の個人や法人等が所有する土地にある樹木につきましては、今回調査は行っておりません。

次に、調査方法でございます。

放置すれば倒木の危険があり、万が一倒れた場合に、施設の利用者や近隣の住宅、道路等に被害を与えるおそれがある樹木、これを今回危険木としております。

表にありますとおり、幹の傾き具合、それから幹を押した場合の揺れの程度、亀裂や根切りなどの傷の状態、根や幹の腐朽の状態、これらを職員の目視等で確認を行いまして、その状態を総合的に判断をいたしたところです。

その際、倒木の危険が高く、直ちに伐採等の対応が必要な状態と思われるものを危険度大に区分し、このまま長期間放置すれば、倒木のおそれがあるものの、直ちに伐採等は必要ないと思われるものにつきましては、危険度小に区分をしております。

次に、３ページをお願いいたします。

これらの調査を行いました結果についてでございます。

あくまでも職員による簡易的な調査による結果でございますが、まず、（１）の市有地及び市有施設にある樹木の調査結果でございます。

表を御覧ください。危険度大と判定した樹木が合計で６２本確認をされております。そのうち予算調整などを行いまして、順次対応を進めている措置済みが２７本、それから、今後専門家による診断や伐採等の対応が必要な要対応が３５本となっております。

施設の種別ごとの内訳を見ますと、公園、緑地が措置済み１３本、要対応３０本と、最も多くなっております。

次に、学校は措置済みが５本、道路、水路等は要対応が３本、その他の施設では措置済みが９本、要対応が２本となっております。

また、危険度小につきましては、全体で６７

８本確認をしておりますが、これらの樹木につきましては、若干の損傷があるものの、直ちに伐採等の必要はないと思われるものでございますので、今後も経過観察を行いながら、必要に応じて対応を行ってまいりたいと思っております。

なお、この調査につきましては、先ほども申し上げましたが、職員による簡易的なものであるため、調査結果に不確実な部分があることや、今後、専門家の調査により、判定が変わる可能性があること、また８月の調査以降、各所管課で順次対応が進んでおり、既に伐採が完了しているものもあることなどから、今回個別の施設名の公表は行わずに、施設種別ごとの本数のみの御報告とさせていただきます。

次に、（２）の地域等で管理する自治公民館やお堂等にある樹木の結果でございます。

市内の全校区を対象としまして、毎年照会を行っております地域要望で上げられました要望の中から、倒木のおそれがあるなど、危険木に該当すると思われるものを抜粋いたしましたところ、太田郷、麦島、日奈久、坂本の各校区から、それぞれ１件の要望が上がっております。

これらにつきましては、今後、担当課におきまして現地調査を行うなど、詳細な確認をした上で対応を検討してまいります。

次に、調査結果を受けての危険木に対する本市の対応でございます。

下段の枠囲みを御覧ください。まず、（１）の市有施設等における危険度大の樹木についてでございますが、措置済み２７本は、予算等の調整済みですので、引き続き伐採等の対応を進めてまいります。

要対応の３５本につきましては、今後、専門家の診断による樹木状態の精査、それから撤去に向けた予算の調整など、早急に対応を検討してまいります。

（２）の地域等で管理する土地にある樹木、

地域要望分につきましては、現地調査を行うなど、詳細を確認した上で、危険度・緊急度などの観点から、対応の要否について判断してまいります。

以上が、1つ目の危険木の有無に関する調査についての御報告でございます。

次の4ページを御覧ください。

2項目めの倒木による被害等があった場合の個人負担、自治会負担に関する市としての考え方についてでございます。

初めに、6月の本委員会で御報告いたしました内容を簡単に確認させていただきます。

本年5月に坂本町で発生しました倒木に対する本市の判断の基準についてですが、まず、当時の状況といたしまして、倒木により住宅の一部が破損し、安全に居住できない状況で、二次被害のおそれもあったため、市として早急に住民の安全・安心な生活を確保する必要があったということ。

次に、観音堂の御神木として、長年住民が共同で管理してきた経緯もございまして、倒木被害に対し、地区の全世帯で伐採費用の工面に動かれるなど、地域全体で管理者責任を果たそうとされたこと。

このように、住民の皆様が主体的に自助、共助の考え方の下、自ら対応を開始されたものの、それでもなお、自分たちの力だけでは対応が困難であったということから、市として住民の生命、身体及び財産の保護のため、早急に対応を行う公助が必要であると判断したものでございます。

この自助、共助、公助の考えの下、突発的に発生した倒木による被害に対する本市の基本的な考え方を整理しております。

4ページの中ほどを御覧ください。

まず、(1)の個人、法人等の土地や、地域等で管理する自治公民館やお堂にある樹木につきましては、その所有者及び管理者の責任で対

応していただくものと考えております。

この責任の所在につきましては、民法第717条で規定されておりますとおり、竹木の植栽についても適用されるものでございます。

次に、(2)の市有地及び市有施設に存する樹木につきましては、当然本市の責任となりますので、倒木等により近隣の住宅や道路等に被害が及ぶことがないように、引き続き環境整備に努めてまいります。

最後に、これらを踏まえました被害に対する個人負担・自治会負担に関する市としての考え方でございます。

個人、法人の土地、または地域等で管理する自治公民館やお堂などにある樹木により倒木被害が発生した場合は、その土地や樹木の所有者及び管理者の責任の下、対応していただくということを原則といたします。

しかしながら、さきの坂本町における対応のように、原則どおりにはいかないケースも考えられます。

そこで、ただし書の部分でございますけれども、(1)、(2)、いわゆる個人・法人の土地、または地域等で管理するものであったとしても、被害状況や危険度・緊急度などを、その都度総合的に判断し、市民の安全・安心な生活を確保する柔軟な対応を行うため、個人負担・自治会負担に関する明確な基準は設けないことといたしました。

なお、基準を設けない理由といたしましては、樹木の高さや幹回り、それから周辺の状況により、倒木の処理費用が大きく異なること、また管理を行っている地域や団体等の世帯数や会員数など、規模により負担の度合いが大きく変わってくることなどを鑑みまして、行政として、より柔軟な対応を行うための考え方でございます。

今後も引き続き倒木による被害が市民の生活に影響を与えないよう、庁内各部署において適

切な管理に努めてまいります。

以上で、危険木の有無に関する調査等についての報告を終わります。

○委員長（中村和美君） それでは、質疑、意見等ありますれば。

○委員（野崎伸也君） すみません、御説明もありがとうございました。

非常に広範囲にわたる場所で、非常に多くの本数というようなことでですね、御説明いただいて、職員の皆さんが約1か月ぐらいかけて調査していただいたというようなことなんで、非常にですね、ありがたかったなというふうに思っています。

この結果によってですね、市のほうがちゃんとこの危険木を把握しているという安心感がですね、市民の皆さんにもですね、伝わるんじゃないかなというふうに思います。

既にもう対応いただいている部分もあるというようなことでありましたんで、引き続きですね、予算措置していただいて、対応いただきたいというところと、危険度小については、年数がたっていけばですね、危険度大になる可能性もありますんで、そこら辺のところをですね、気をつけて対応いただきたいなというふうに思います。

今後ともよろしく願いしたいというふうに思います。

2点目の個人負担の件のお話なんですけれども、市として、今回の件を——坂本の件をですね、教訓として、このような判断基準というのをちゃんとつくられたというのは非常によかったなというふうに思いますので、これにのっとりですね、今後に対応いただければなというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） ありがとうございます。

ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 危険度大で、要対応が

——まだ担当課にて対応を検討中ということ
で、実際にもう措置をされましたけれども、措置をするときに、何かもう、これ表示を、危険ありますよとか、何か表示とか何かされたんですか。

○地域政策課長（松本 亨君） それぞれの所管課で対応しておりますので、すみません、私どものほうで、そこまで表示をしたかどうかというところまでは確認ができておりません。

○委員（太田広則君） 要対応について、何も表示なし、危険ですよとかっていう表示は、市としてはないという考え方ですか。

○地域政策課長（松本 亨君） 確認ができていないということですね、もしかすると、表示をしたところもあるのかもしれませんが、申し訳ございません、私どものほうでは、全体について表示をしたかどうかというのは、すみません、確認が取れておりません。

○委員（太田広則君） 危険度大ってしてあるもんだから、どうしてもね、逆に心配するのですよ。

ただ、何か本当に危険が大きかったら、近づかないでくれというのが大事な事かなあと思うんで、何かね、いろんなところが、場所場所によって違うかもしれませんが、道路とかあるようですので、人的被害がないことを祈るんで、そういった、本当に危険で、要対応が必要なあちゅうところには、何か表示が必要かなというふうに思います。検討していただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、危険木の有無に関する調査についてを終了します。

執行部は退室ください。

（執行部 退室）

○委員長（中村和美君） 小会します。

委 員 長

（午後0時00分 小会）

（午後0時01分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

お諮りいたします。

先ほど太田委員から発言ございましたが、____
____の部分を取り消したいとの申出があつて
おります。

この取消しを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、
太田委員からの発言取消し申出を許可すること
と決しました。

そのほか、当委員会の所管事務調査について
何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で所管事務調査
2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について
お諮りします。

当委員会の所管事務調査2件については、な
お調査を要すると思いますので、引き続き閉会
中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたし
ました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後0時02分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

令和6年10月7日

総務委員会